

東電福島原発事故に関する損害賠償請求権に係る広報・相談等の取組

令和3年2月8日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 広報・相談活動の対応状況

- ・ 分かりやすいリーフレットを新たに作成し、関係機関の協力の下、約 12 万部を配布し、福島県外も含めた日本全国に早期の賠償請求を促した。
- ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）が請求漏れチェックシートを作成・配布し、東京電力は被災者からの未請求項目の有無についての問合せに対応した。

・ 昨年 10 月から本年 1 月までの国や関係機関における広報・相談活動への対応状況は以下のとおり。

(1) 請求を促す広報等の活動

① 分かりやすい新たなリーフレットの作成と配布 <文部科学省>

(i) 地元自治体が年末年始に発行する広報紙に同封等^{※1} (約 9 万部)

※1 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市、楡葉町、川内村、川俣町、広野町、伊達市の広報紙に同封。田村市、いわき市は公共施設に設置。

(ii) 県内自治体、商工会連合会、病院等に設置 (約 1.5 万部)

(iii) 生活再建支援拠点^{※2}に設置

※2 帰還や生活再建に向けた相談や必要な情報の入手等ができるよう、福島県が全国 26 箇所に設置した相談拠点

(iv) 福島県社会福祉協議会と連携し、生活支援相談員の戸別訪問時に配布 (約 2 万部)

(v) 福島県と連携し、復興公営住宅の入居案内時の書類に同封

(vi) 福島県司法書士会と連携し、同会の被災者向け相談会・説明会等で配布

② 政府広報の実施 <文部科学省>

昨年 11 月 29 日～12 月 5 日に全国紙、ブロック紙、地方紙に広告掲載

③ 年末年始の地元新聞 (福島民報・福島民友) に広告掲載 (計 10 回) <文部科学省>

④ 文部科学省ホームページを分かりやすく更新 <文部科学省>

- ⑤ 精神的損害の未請求者ごとの状況を踏まえたダイレクトメール・電話・戸別訪問、自治体と連携した情報提供等 〈東京電力〉

(2) 請求者に対する支援

- ① 和解仲介の実施 〈ADRセンター〉
- ※ 東京電力への直接請求が進まない場合に対応。
 - ※ それ以外にも、直接請求をしたことがない場合でも利用でき、また、東京電力と直接対応せずに手続可能。
- ② 無料法律相談の実施 〈NDF、法テラス〉
- ③ 適切な相談窓口を紹介するための問合せ先の一元化 〈NDF〉
- ④ 説明会への調査官のオンライン参加 〈ADRセンター〉
- ⑤ 昨年9月、10月に請求漏れチェックシートを各市町村の広報紙に同封して送付（約4万部） 〈NDF〉
- ⑥ チェックシートを見た被災者等からの未請求項目の有無に対する問合せ対応 〈東京電力〉
- ⑦ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート 〈東京電力〉

2. 今後の取組について

- ・国と関係機関が連携して、地元自治体に協力いただきながら広報・相談活動を更に実施し、未請求者の減少に努める。
- ・未請求項目があり得ることを認識いただけるよう、配布済みの請求漏れチェックシートに基づいて、東京電力は未請求項目の有無に対する問合せ対応を引き続き丁寧に実施。
- ・ADRセンターは、東京電力への直接請求をしたことがなくても利用でき、また東京電力と直接対応することなく手続可能であることを引き続き周知。

上記の観点を踏まえて、以下の活動を実施

(1) 早期の請求を促す広報活動

- ① 地元広報紙への記事掲載 〈文部科学省〉
- ② 県内の公民館等の公共施設、病院、商工会等にポスターを掲示 〈文部科学省〉
- ③ 地元新聞を活用した広告 〈文部科学省〉

- ④ 被害者に向けた情報発信（把握する未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等を含む御案内、地元自治体と連携した情報提供、ホームページの賠償トップページへ消滅時効の考え方を表明等）〈東京電力〉

（２）被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 〈NDF〉
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 〈東京電力〉
- ③ 無料法律相談の実施 〈NDF、法テラス〉
- ④ 説明会への調査官の派遣 〈ADRセンター〉
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート 〈東京電力〉

原子力損害賠償の請求に係る広報・相談の対応状況

1. 多くの人々へ周知

(1) 被災12市町村（チラシ・地元広報紙への記事掲載）

- 昨年3月から、チラシ送付
- 地元広報紙に継続的に記事掲載（チラシ及び広報紙の合計約26万部）
- 基本的に被災12市町村の全ての世帯（約7万世帯）へ複数回周知
- 自治体が把握している県外などへの避難者へも周知
- 新たにポスターも作成予定

(2) 福島県内（地元2紙（福島民報、福島民友）等）

- 昨年8月～本年1月
福島民報：約24万部×13回
福島民友：約17万部×11回
- 県内の全市町村役場へチラシ送付
- 福島県で購読世帯数の最も多い2紙（県内世帯数の5割以上）に複数回広告掲載
- 県内全ての市町村に周知

(3) 全国（政府広報（新聞広告、ラジオCM））

主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、地方紙（65紙）に広告掲載 → 全ての都道府県に周知

昨年2月に全国ラジオCM → 昨年とは異なる全国のAMラジオ局系列で放送予定

2. きめ細かな個別対応

- (1) 東京電力が未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応
- (2) NDFが請求漏れチェックシート送付・東京電力が問合せ対応
- (3) 生活再建支援拠点にチラシ設置
- (4) 生活支援相談員による戸別訪問時にチラシ配布
- (5) NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力(約275回)



原子力損害の賠償請求は お済みですか？

私、全部請求
したかな？

まだ賠償請求
できません！

時間が経てば経つほど、
証拠書類が集めにくくなります。

例えば、以下に該当する場合など、
請求漏れがないかなどの確認をお願いします。



亡くなった
ご家族の
賠償が残っ
ている

通院費や
給与等の減収分の
賠償が最後まで
済んでいない

事故当時に
子どもや妊婦
だった
※慰謝料が加算され
る場合があります

事故当時
借家だった方で
住居確保損害が
未請求

「請求漏れがあるかもしれない」と思ったら、
まずは、お電話ください。



無料電話相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

法律に基づき設立された法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。



0120-013-814

10:00~17:00 月~土
(祝休日、12/29~1/3を除く)

※このお電話で、原子力損害の賠償に関する相談、文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）等の適切な窓口の案内をいたします。

※NDFでは、請求状況チェックリストを配布しており、その確認方法も案内しております。

※賠償金額に納得がいけない等の場合には、ADRセンターのご利用をおすすめいたします。

身近な方でお困りの方がいらっしゃいましたら、電話相談のご案内をお願いします。

令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。

- ・時効の期間は、損害を知った時から10年間となります。
- ・東京電力は時効に関して柔軟な対応を行う旨、公表しています。
- ・事故後10年が経過したからといって、請求ができなくなるとは限りません。
- ・請求手続き中に時効で請求できなくなる、ということはありません。

個別の事情により、時効に関する対応が異なることがありますので、
法律の専門家へのご相談をおすすめします。



詳しくは ▶

東電原発事故時効

検索